

ホームページ作成上のガイドライン

小浜第二中学校

(目的)

1. 学校広報としての役割をもった情報発信をする。
 - (1) 学校要覧として公開されてきたものを基本とし、学校情報の概要を明示するようにする。
 - (2) 本校の教育活動についての理解を促すために、学校の実践・創造的活動内容を公開する。

(作成内容)

2. 以下のものは公開しない。
 - (1) 生徒写真
個人名が特定できるもので保護者の承諾がないもの。
一人で写り、名前と顔写真が一致するもの
 - (2) 個人生活に関する情報
実名、国籍、本籍、住所、電話番号、生年月日、家族構成など
 - (3) 著作権のあるもの
アニメや漫画などのキャラクターの似顔絵、本や新聞の記事や写真等
 - (4) 他人の誹謗・中傷や差別につながるようなこと
 - (5) その他、学校長又はホームページ作成委員が、学校から不特定多数に対して発信する情報として不適当と判断する内容
営利目的、法令及び公序良俗違反など
3. 以下のものは条件付きで公開する。
 - (1) 生徒写真
第三者が閲覧して、個人名が特定できないものにする。
 - (2) 生徒の作品
絵画や工作など、教育上効果があると認められた上で、本人の承諾を得る。
 - (3) 新聞記事、写真など著作権のあるもの
著作権者に承諾を得る。

(作成上の注意)

4. ホームページは、作成委員会が作成する。作成委員会は、教務主任を委員長として、研究主任、情報教育担当者、ホームページ担当者等により構成する。
5. 作成ページに関しては、原則として、資料提供者(役職)、作成年月日などを明示し、月例の運営委員会で検討し、校長決裁をうけることとする。
 - (1) WebPage
Copyright(c) 200* by 小浜市立小浜第二中学校
資料提供：名前(役職)
最終更新日：H / /
 - (2) 著作物に関しては、下の記載を作品の近くに添える。
Copyright(C) 200* by 著作者

生徒作品：原則として、姓もしくは名前のみ（イニシャルやニックネームでもよい）

美術館、資料館などの作品や写真：作者や館長に文書で承諾を得る。

6. 新規ページは、各カテゴリー内に新規フォルダを作成し、構成するファイルをそのフォルダ内に全て転送し、管理運営にあたることとする。

（責任範囲）

7. 責任者について

小浜市教育委員会サーバー内にある、学校ホームページに掲載された情報について、学校長は責任を負う。

8. 取り扱い責任者について

学校長は、インターネット利用及びホームページ作成の適正を図るために、校内の教育方法係から Web 管理責任者（教頭）及び WebPage 取り扱い責任者（教務主任）をおくものとする。

取り扱い責任者は、作成された WebPage が本ガイドラインにそったものであるか検討する。検討された WebPage は、Web 管理責任者（教頭）を通し、校長の決済をうけた上で、WebPage 取り扱い責任者がサーバーにアップする。

（その他）

9. 掲載情報に対する指摘への対応

児童生徒に関する掲載情報について、本人又は保護者から掲載内容の訂正や削除の要請を受けた場合には、速やかに要請に対応した措置を講じること。第三者の著作に係る情報について当該著作権者から要請があった場合も同様とする。その他、閲覧者等から掲載情報の内容について指摘を受けた場合には、速やかに運営委員会で協議した後、適切な措置を講じることとする。

10. 本ガイドラインの見直し

ネット社会における情報モラルの考え方の進展に伴い、このガイドラインに示した事項の見直しが予想されるため、ガイドラインの定期的な検討と、加筆・修正を行うものとする。

11. ホームページ上でのガイドラインの明記

本規定をホームページ上で必ず明記するものとする。

Copyright(C) 200* by 小浜市立小浜第二中学校